

別記様式第1号(第四関係)

北宇智地区活性化計画

奈良県五條市

令和5年1月
(変更:令和6年2月)

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	北宇智地区活性化計画			
都道府県名	市町村名	地区名(※1)	計画期間(※2)	目標(※3)
奈良県	五條市	北宇智地区	R5～6	本市は、紀伊半島のほぼ中心に位置し、基幹産業である農業は、収穫量全国第1位である柿をはじめ、米、野菜、花き、畜産も盛んに行われ、県全体の約23%を占め、県内一の産出額となっている。しかし、全国、県を大きく上回る人口減少と少子高齢化が進んでおり、人口減少に歯止めがかかっていない状況であり、農業においても都市化の進展による農業労働力の流出、担い手の高齢化と後継者不足に伴い遊休農地が発生している等農業をとりまく環境は厳しく、販売農家の減少が顕著となっている。本市が策定している五條市ビジョン(令和2年3月)では、今後10年間に優先的に取り組むべき課題の1つに「豊かな地域資源を活かした産業振興」があげられており、「産業の面で持続的に発展し続けるまちとなるよう、本市産の農林産物や加工品をはじめ、市内の事業者が生産・製造・提供する製品にブランド力を持たせ、市外からの消費を呼び込み、地域内経済を循環させる仕組みをつくること」とされている。事業実施主体である株式会社Landは、自然のもたらす豊かな恵みや多様なネットワークをフル活用し、都市部との交通利便性を活かした生産物の集荷－加工－流通・販売がワンストップで行える農産物集出荷・加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備とともに、農山村の豊かな風景の中で、自然の恵みを体感する体験型農業を多様な主体と連携して進めていくプロジェクトであり、五條市ビジョンに合致することから、これを推進するため「北宇智地区活性化計画」を策定し、当該交付金を活用した地域連携販売力強化施設を整備することにより、地域外からの人々を呼び込み、交流人口の増加につなげ、地域における所得と雇用機会の確保等地域活性化を図る。

目標 : (※3)

本市は、紀伊半島のほぼ中心に位置し、基幹産業である農業は、収穫量全国第1位である柿をはじめ、米、野菜、花き、畜産も盛んに行われ、県全体の約23%を占め、県内一の産出額となっている。しかし、全国、県を大きく上回る人口減少と少子高齢化が進んでおり、人口減少に歯止めがかかっていない状況であり、農業においても都市化の進展による農業労働力の流出、担い手の高齢化と後継者不足に伴い遊休農地が発生している等農業をとりまく環境は厳しく、販売農家の減少が顕著となっている。本市が策定している五條市ビジョン(令和2年3月)では、今後10年間に優先的に取り組むべき課題の1つに「豊かな地域資源を活かした産業振興」があげられており、「産業の面で持続的に発展し続けるまちとなるよう、本市産の農林産物や加工品をはじめ、市内の事業者が生産・製造・提供する製品にブランド力を持たせ、市外からの消費を呼び込み、地域内経済を循環させる仕組みをつくること」とされている。

事業実施主体である株式会社Landは、自然のもたらす豊かな恵みや多様なネットワークをフル活用し、都市部との交通利便性を活かした生産物の集荷－加工－流通・販売がワンストップで行える農産物集出荷・加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備とともに、農山村の豊かな風景の中で、自然の恵みを体感する体験型農業を多様な主体と連携して進めていくプロジェクトであり、五條市ビジョンに合致することから、これを推進するため「北宇智地区活性化計画」を策定し、当該交付金を活用した地域連携販売力強化施設を整備することにより、地域外からの人々を呼び込み、交流人口の増加につなげ、地域における所得と雇用機会の確保等地域活性化を図る。

(定量的な目標)

- ・今回の事業実施を契機とし、当該地域で採れた新鮮な農産物を直売所等を通じて販売することで、供用開始後の地域産物の販売額(R7～R9年度の3年間平均)173,727千円を目標とする。
- ・また、供用開始後の交流人口数(R7～R9年度の3年間平均)40,70341,028人を目標とする。
- ・加えて、農業体験交流活動イベント回数及び食育や農業インターナンシップ等の受け入れ回数(R7～R9年度の3年間平均)2530回を目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

- ・計画区域は、本市北部の北宇智地区(小和町、久留野町、西久留野町、西河内町)であり、周辺には京都・奈良・和歌山を結ぶ京奈和自動車道が一部供用され、利便性がよく、インフラ環境が整った重要なネットワークとなっている。
- ・金剛山の麓、丘陵に囲まれた田園地帯が広がり、四季折々の美しい姿を醸し出し恵まれた自然環境を有しており、基幹産業である農業は、京阪神圏の大都市近郊である立地条件を活かし、主に田畠輪換による水田園芸農業で付加価値の高い農産物の生産が行われている。また、冬期は温暖な気候であるため、果樹栽培も適しており、柿、みかんなど高収益作物も栽培している地域である。

現状と課題

- ・計画区域の人口は、519人、世帯数231世帯(令和4年9月末現在「五條市の人口と世帯数」)を有し、過去12年間で23%の人口が減少しており、また高齢化率も49.8%と少子高齢化が進み、それに伴い今後の担い手不足、耕作放棄地の増加が懸念される。
- ・当該施設整備により、6次産業化の拠点形成を図り、交流人口増加により基幹産業である農業の所得向上や雇用機会を生み地域活性化につなげる必要がある。

今後の展開方向等(※4)

自然のもたらす豊かな恵みや多様なネットワークをフル活用し、都市部との交通利便性を活かした生産物の集荷－加工－流通・販売がワンストップで行える農産物集出荷・加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備に加え、体験型農業を多様な主体と連携して推進することで事業者が生産・製造・提供する製品にブランド力を持たせ、来訪者の増加及び地域の賑わいや地域における所得と雇用機会の確保につなげる。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡単な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
五條市	北宇智地区	⑯地域資源活用交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	株式会社Land	有	ハ	
五條市	北宇智地区	⑰農林漁業・農山漁村体験施設(農林漁業・農山漁村体験施設)	株式会社Land	有	ハ	

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業については、備考欄に「区域外で実施」と記載するほか、活用する農地法等の特例がある場合はその種類についても備考欄に記載する。

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

北宇智地区(奈良県五條市)	区域面積 (※2)	390.6ha
区域設定の考え方 (※3)		
(1)法第3条第1号関係:		
<ul style="list-style-type: none">・計画区域(小和町、久留野町、西久留野町、西河内町)は、区域内総面積390.6ha、農林地面積は314haで、区域内全体の80.4%の割合を占めている。(※1)・また、区域内全就業者数に対する農業従事者数の割合が約26.1%(※2)であることから農業が重要な産業となっている。		
※1 本市税務課固定資産台帳より ※2 農林漁業者65人/総数249人 (2020国勢調査より)		
(2)法第3条第2号関係:		
<ul style="list-style-type: none">・計画区域内の人口は、過疎化、高齢化に伴い、519人、世帯数231世帯(※3)であり、過去12年間で23%の人口が減少が進み、過疎化、高齢化が顕著である。・高齢化等による人口減少に伴い、今後担い手不足による耕作放棄地の増加等地域農業全体の衰退につながることが懸念される。・一方で周辺には五條北インターチェンジがあり、利便性がよく、市外の来訪者も呼び込めるインフラ環境が整った地域であるため、当市を訪れるきっかけづくりとして事業を実施し、交流人口の増加、移住・定住促進につなげる。		
※3 市HP「五條市の人口と世帯数」より(令和4年9月末現在)		
(3)法第3条第3号関係:		
<ul style="list-style-type: none">・計画区域は全域が市街化調整区域となっており、市街地が形成されている地域はない。		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 活性化事業の実施に関する事項

(注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」を記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

1 活性化事業の用に供する土地に関する事項(※1)

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分(※2)		特例措置(※3)	備考
			登記簿	現況		農用地区域の内外	市街化調整区域の内外		
①									
②									
③									

2 施設の整備の内容

施設番号	種別(※4)	施設の種類	(当該施設が農振法上の農用地等に該当する場合は○)	規模・用途等(※5)	土地番号 (土地の所在)(※6)	備考
①						
②						
③						

【記入要領】

※1 活性化事業の用に供する土地について記載すること。

※2 活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が農用地区域内に存する場合には、「農用地区域の内外」欄に「○」を記載すること。

また、活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が市街化調整区域内に存する場合には、「市街化調整区域の内外」欄に「○」を記載すること。

※3 「特例措置」の欄には、農山漁村活性化法の規定により適用を受ける特例措置の法律名及び条項を記載すること。具体的には、「農地法第4条第1項」、「農振法第15条の2第1項」、「都市計画法第29条第1項」又は「都市計画法第43条第1項」のいずれか該当するものを記載すること。

※4 「種別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

※5 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

※6 「土地番号(土地の所在)」は「1 活性化事業の用に供する土地に関する事項」の対応する「土地番号」を記載すること。

5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

1 概要

転用の時期(※1)	
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要(※2)	

2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注)省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注)農用地区域からの除外を要しない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※3)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ	(1) (2)	
規則第7条第1号ト		

3 その他参考となるべき事項

--

【記入要領】

- ※1 「転用の時期」には、「(別添1)農地法の特例措置」の3の(3)の記載事項を簡潔に記載すること。
- ※2 「転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」には、「(別添1)農地法の特例措置」の5の記載内容を転記すること。
- ※3 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1)当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明に限る。)
- (2)当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあっては、当該施設及び当該施設を利用するためには必要な道路、用排水施設
その他の施設の位置を明らかにした図面
- (3)当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面
- (4)当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面
- (5)当該活性化事業の用に供する土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)
- (6)その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定市町村が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定市町村と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。)にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

6 活性化事業の用に供するため開発行為(農振法第15条の2第1項)を行う場合の記載事項

1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

(1) 「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※1)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号木		
規則第7条第1号ヘ	(1) ----- (2)	
規則第7条第1号ト		

(2) その他参考となるべき事項

--

2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
2 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要(※2)	
3 防災措置の概要(※3)	
4 その他参考となるべき事項	

【記入要領】

※1 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

※2 「農用地等としての利用を困難にしたいための措置」欄には、開発行為後の土地農用地等の用に供する場合にあって、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を記載すること。

※3 「防災措置の概要」欄には、活性化事業に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合に、それを防止するための措置を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該開発行為を行う土地の位置及び付近の状況を明らかにした図面

(2)当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、当該開発行為を行う土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面。

(3)その他参考となるべき書類

7 都市計画法に関する記載事項(農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項)

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等(法第5条第11項)に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。

また、「(別添3) 都市計画法の特例措置」を添付すること。

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地(※1)	
開発区域の面積	平方メートル
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別(※2)	
建築物を建設しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在(※3)	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

【記入要領】

※1 開発区域内の土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

※2 建築物の新築、改築、用途の変更の別を記載すること。

※3 該当する土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該農林漁業団体等(個人である場合を除く。)の定款又はこれに代わる書面

(2)当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

(3)特定開発行為を行う場合には、

- ① 開発区域(開発行為をする土地の区域)の位置を表示した地形図
- ② 現況図(a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの)
- ③ 土地利用計画概要図(a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの)
- ④ その他参考となるべき書類

(4)建築行為等を行う場合には、

- ① 付近見取図(方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの)
- ② 敷地現況図(建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの)
- ③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。)にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

8 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考	
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
					氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別		

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名： _____ (※1)

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

(2) 目標

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	
	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持 その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
	多面法第3条第3項第1号口に掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)	
3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)	

② 実施区域

(2)活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

2)活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1)農業生産活動の内容(※4)

2)農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1)自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

2)1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

【記入要領】

- ※1 組織毎に作成すること。
- ※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。ただし、交付金額に係る記載は不要。
- ※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスター・プラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
- ※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

- (1)多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書
- (2)多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)
参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2~7のうち事業の申請に必要なもの
- (3)多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

別紙

地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

		活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度
	年度	年度	
農地維持支払			
資源向上支払(共同)		年度	年度
資源向上支払(長寿命化)		年度	年度
中山間地域等直接支払	年度		年度
環境保全型農業直接支払	年度	年度	

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積(※1)						うち遊休農 地面積
	田	畑	草地	採草放牧地	計	
多面支払	a	a	a		a	a
	a	a	a	a	a	a
中山間直払	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜	a	a
取組 面積 (※2)	環境直払					
						a

農業施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	km	km	箇所
うち、資源向上 支払(長寿命化) の対象施設	km	km	箇所

3. 実施区域位置図 別添「実施区域位置図」のとおり

【記載要領】

※1 多面支払の認定農用地は、集落が管理する農用地を記載する。

※2 環境保全型農業直接支払に取り組む場合は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要領別紙第2の1の(2)活動計画書のIVの4の交付金額の取組面積の合計を記載するものとする。

(別添)

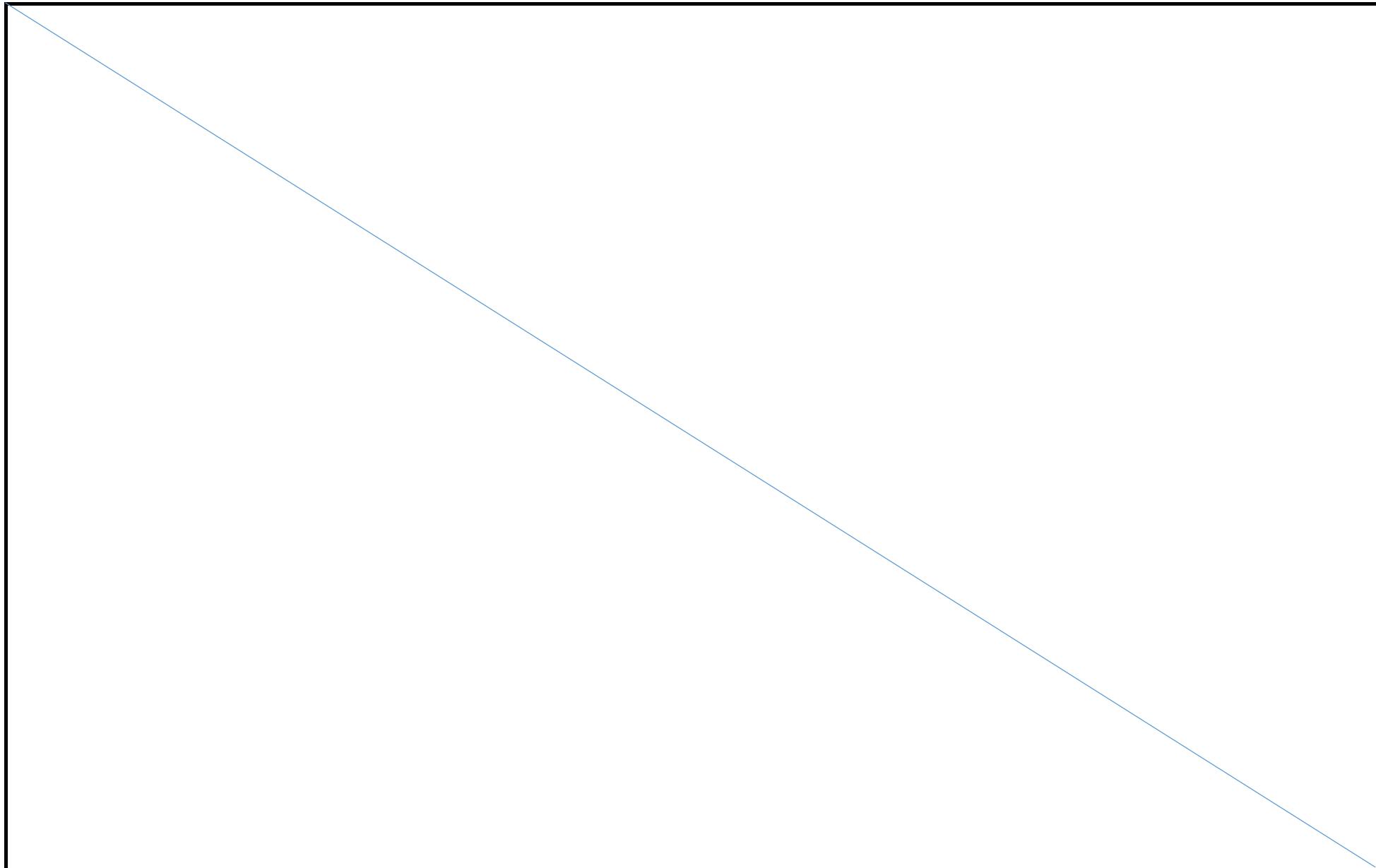
実施区域位置図

組織名称:

1号事業(多面支払)

2号事業(中山間直払)

3号事業(環境直払)



10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3) ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4) ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6) ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第10項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等
農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第10項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準
について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、
存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、
残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、
借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る貸借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、
例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律
関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

当該計画の達成状況については、R6年度施設等整備終了後、3年間の評価期間(R7～R9年度)で効果発現状況(※)を把握し、R10年度に第三者(中小企業診断士等)の意見を聞き、目標達成状況の確認を行う。

※効果発現状況の把握については以下のとおり

第1目標の確認方法

- ・直販、通販による当該施設の販売額(地域産物とそれ以外で整理)により把握を行います。

第2目標の確認方法

- ・当該施設への入り込み客数(レジ、SNS登録者数、訪問者名簿等)により把握を行います。

第3目標の確認方法

- ・実施内容の記録書類等により把握を行います。

【記入要領】

※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。

なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。

その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。